

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用再生医療等製品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

再生医療等製品の 予定される効能、効果又は性能 申請者の氏名又は名称 指定年月日

名称 及び住所

CTL019 CD19陽性B細胞性急性リンパ芽球 ノバルティスファーマ 平成二十八年

性白血病、CD19陽性びまん性大細胞性白血病 株式会社 五月二十五日

胞型B細胞リンパ腫、CD19陽性濾胞性リンパ腫 東京都港区虎ノ門一丁

胞性リンパ腫 目二十三番一号